



福島医発第2889号(地)
令和3年 2月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和3年1月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染拡大下における
廃棄物の円滑な処理について

新型コロナウイルス感染症に係る適正な廃棄物処理については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」の文書を令和2年9月8日付福島医発第1648号(地)にて貴会宛にご案内申し上げております。

今般、環境省環境再生・資源循環局長より、各都道府県知事・各政令市市長宛に「新型コロナウイルス感染拡大下における廃棄物の円滑な処理について」が発出されるとともに、本会に対しても福岡県環境部を通じて周知依頼がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、環境省が発出した関連通知等を再度ご確認ください、今後とも適正かつ円滑に廃棄物を処理していただくよう、改めて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

2 監指第 1 3 6 8 号

令和 3 年 1 月 1 5 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県環境部長
(監視指導課)



令和 3 年 1 月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る
廃棄物の円滑な処理について

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、環境省から別添のとおり通知（令和 3 年 1 月 7 日付け事務連絡）がありましたので、お知らせします。

つきましては、上記通知の内容を踏まえ、環境省が発出した関連通知等を再度御確認いただき、今後とも適正かつ円滑に廃棄物を処理されますよう、貴会会員に対し、改めて周知をお願いいたします。

なお、環境省が発出した関連通知等については、別添の環境省通知に記載されております URL から御参照ください。

福岡県環境部監視指導課

担当：西本

電話：0 9 2 - 6 4 3 - 3 3 9 5

各医師会通知



事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 7 日

各都道府県・政令市

一般廃棄物行政主管部（局）御中

産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃 棄 物 規 制 課

令和 3 年 1 月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る
廃棄物の円滑な処理について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」（令和 2 年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号・環循規発第 2001223 号環境省環境再生・資源循環局長通知）において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）に基づく対策について通知したことを始めとして、令和 2 年 9 月 7 日には、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめ、「『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』について（通知）」（令和 2 年 9 月 7 日付け環循適発第 2009074 号・環循規発第 2009072 号環境省環境再生・資源循環局長通知）により通知したところです。

今般、令和 3 年 1 月 7 日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を区域として、同年 1 月 8 日から 2 月 7 日までを期間とした緊急事態宣言がなされたところですが、こうした状況にあっても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

このことを踏まえ、緊急事態措置の対象となる区域を始めとする感染拡大が見られる地域におかれましては、より一層廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されますよう、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画、地方公共団体

における各種対策事例ⁱⁱⁱ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A^{iv}、その他これまで通知した内容^vについて、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に改めて周知いただき、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

また、令和2年11月27日付けの事務連絡において、一般廃棄物処理に携わる関係者又は産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には御連絡を頂くようお願いしていたところですが、さらに、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理の停滞やひっ迫が生じた場合又はそのおそれがある場合についても、必要な対応・支援等を検討いたしますので、適宜御相談くださいますようお願いいたします。

なお、感染拡大防止のためには接触機会の低減を図ることが重要であり、これを機に、申請・届出等のオンライン（電子メールを含む。）や郵送による実施について、一層推進していただくようお願いいたします。

ⁱ <https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

ⁱⁱ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

ⁱⁱⁱ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

^{iv} http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

^v http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html